

医療法人清風会等に対する再生支援の完了について

2021年4月30日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2016年5月27日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目処が立ったことから、本日付で、当該再生支援決定にかかる全ての業務を完了することとしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

医療法人清風会（以下「清風会」という。）及びホスピタル坂東（個人事業）

注：再生支援決定時には個人事業として営まれていたホスピタル坂東事業は、事業再生計画に従った清風会への譲渡が完了し、現在、清風会の一事業として存続しています。

2. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者との関係者間調整、貸付の実行並びに経営人材等の派遣を行うことで、ハンズオンによる再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上